

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等



公益社団法人  
全国精神保健福祉会連合会  
理事長 本條 義和

# 公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)の概要

1. 設立年月日:平成18年11月30日 特定非営利活動法人発足  
平成22年 7月 1日 一般社団法人設立  
平成22年12月22日 公益社団法人変更承認

## 2. 活動目的及び主な活動内容:

当法人は、広く一般市民を対象として精神障がい者の自立と社会参加の促進に資するための社会啓発及び広報活動、精神障がい者とその家族に対する相談・支援、並びに精神障がい者の社会参加等に関する調査研究・施策提言を行い、精神障がい者とその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 【主な活動内容】

- ・精神保健福祉の向上に資するための社会啓発、広報事業
- ・精神障がい者とその家族に対する相談、支援事業
- ・精神障がい者の社会参加を推進するための調査、研究事業
- ・家族会活動の育成強化及び当事者活動の支援を図る事業
- ・関係機関、団体との連絡、調整に関する事業
- ・その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- ・全国大会・ブロック研修大会の開催
- ・機関誌の発行

3. 加盟団体数(又は支部数等):47都道府県連合会(平成29年5月時点)

4. 会員数:47(平成29年5月時点)

5. 機関誌:月刊12,000部発行(平成29年5月時点)

6. 法人代表: 理事長 本條義和

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

## 視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

### 1. 共生型事業所構想の留意点

共生型サービス事業所構想に関しては、精神障害やその支援の独自性が介護保険事業所に理解されるような仕組みが必要と思われる。

### 2. 自立生活援助の対象拡大

新たに実施される自立生活援助について、対象を障害者支援施設やグループホーム利用者だけでなく、家族同居で自立生活を希望する障害者も対象とすべきである。

### 3. 地域相談支援(移行)を加算対象に

平成29年度報酬改定にあたって、地域相談支援(移行)が加算非対象となっているが、事業の重要性に鑑み加算対象とするべきである。

### 4. 相談支援事業における家庭連携加算

障害児通所支援において、家庭連携加算が付与されているが、精神障害者の自立と社会参加を推進する上で家族の支援は欠かせないため、地域相談支援や相談支援においても家族連携加算を創設していただきたい。

## 視点-2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするためのサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

### 1. 障害者相談支援における精神障害者家族加算

平成27年度報酬改定の障害児相談支援において保護者の障害受容ができないこと等による報酬体系が新設されたが、精神障害の場合も家族の障害受容が課題となることがあるため、精神障害者の家族の場合にも相談支援について加算をつける必要がある。

### 2. 地域生活拠点等におけるアウトリーチ事業の可能性

平成26年度に提起された地域生活拠点においても、相談することができず地域で困難を抱えている障害者に対する対策が立てられていない。地域住民や関係者からの情報提供によって現場に赴くような事業を障害者総合支援法もしくは地域生活拠点の事業とすることを検討する時期にきているのではないか。

## 視点-3 持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

### 1. 居宅介護事業等における直接雇用の検討

居宅介護等一部のサービスに関しては、サービス事業所を通さず本人が介護者を直接雇用する仕組みの創設を検討してもよいのではないか。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

## 視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

### 1. 共生型事業所構想の留意点

平成30年度から予定されている共生型サービス事業所構想について、介護保険事業所が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくなる特例が設ける予定であるが、精神障害やその支援の独自性が介護保険事業所に理解されるよう、事業所やヘルパーに対して精神障害に関する研修を義務付けるなどの仕組みが必要と思われる。

### 2. 自立生活援助の対象拡大

新たに実施される自立生活援助について、対象を障害者支援施設やグループホーム利用者等となっているが、特に精神障害の場合は自立生活を望んでいてもなかなか踏み切れなかったり、家族の同意が得られない当事者もいるため、家族同居で自立生活を希望する障害者も対象とすべきである。

### 3. 地域相談支援(移行)を加算対象に

平成29年度報酬改定にあたって、地域相談支援(移行)が加算非対象となっており、平成26年度から27年度の推移では利用人員は微減ではある(平成28年度の推移は不明)が、入所・入院から地域へという重要政策の一環事業の重要性に鑑み加算対象とし、事業の拡充を図っていくべきである。

### 4. 相談支援事業における家庭連携加算

障害児通所支援において、家庭連携加算が付与されているが、精神障害者の自立と社会参加を推進する上で家族の支援は欠かせないため、地域相談支援や相談支援においても家族連携加算を創設していただきたい。

## 視点-2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするためのサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

### 1. 障害者相談支援における精神障害者家族加算

平成27年度報酬改定の障害児相談支援において保護者の障害受容ができないこと等による報酬体系が新設されたが、精神障害の場合も家族の障害受容が課題となることがあるため、精神障害者の家族の場合にも相談支援について加算をつける必要がある。

### 2. 地域生活拠点等におけるアウトリーチ事業の可能性

平成26年度に提起された地域生活拠点においても、相談することができず地域で困難を抱えている障害者に対する対策が立てられていない。地域住民や関係者からの情報提供によって現場に赴くような事業(アウトリーチ)を障害者総合支援法もしくは地域生活拠点の事業とすることを検討する時期にきているのではないか。

## 視点-3 持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

### 1. 居宅介護事業等における直接雇用の検討

居宅介護等一部のサービスに関しては、サービス事業所を通さず本人が介護者を直接雇用する仕組みの創設を検討してもよいのではないか。その場合の報酬単価については、事業所を通さないので一定程度引き下げることが可能と考える。

# (参考資料)

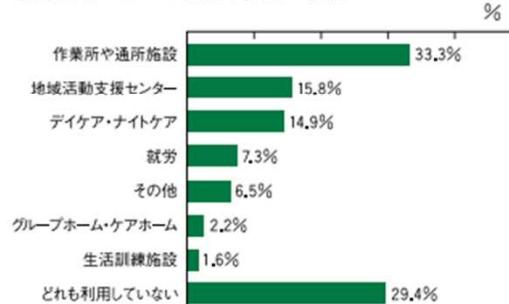
## 視点-2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするためのサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

1. 障害者相談支援における精神障害者家族加算
2. 地域生活拠点等におけるアトリー・チ事業の可能性

### 本人の回復に向けた専門家による働きかけがなく家族まかせ

サービスの利用や就労をしていない人が3割

#### ●問12 サービスの利用や就労の状況

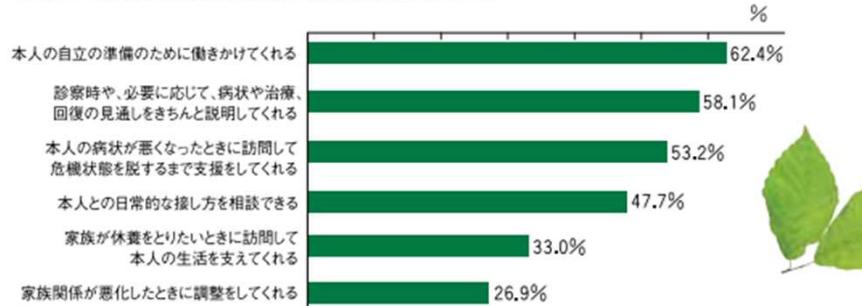


#### [ポイント]

本人のサービス利用・就労状況では、3割が「どれも利用していない」と回答しています(問12)。就労している人は7%しかいません。就労しておらず、医療や福祉のサービスも利用できていない、家に引きこもっていると思われる人が3割もいるのです。8割の家族が本人と同居しています。家に引きこもっている本人が社会のさまざまなサービスや人とつながるための専門家による支援が必要です。責任のほとんどが親の肩にかかっている現状では、なすすべもないままに月日が流れています。

### 自立への働きかけ、危機状態になったときの支援

#### ●問26 どのようなときにどのような相談支援がほしいか



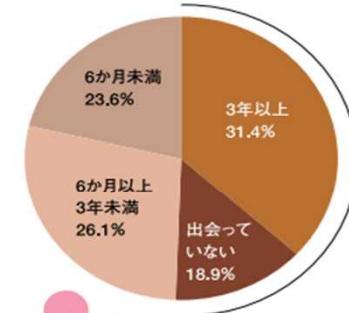
#### [ポイント]

本人への自立への働きかけは6割以上、危機状態になったときの支援は5割以上の家族が求めています(問26)。本人の病状や障がいの状態にかかわらず、本人が親から独立して主体的に自分の生活を送れるようになってほしいと家族は願っています。また、本人の病状が悪くなったときに、家族が必死になって病院に連れていくのではなく、専門家が訪問して危機状態を脱するまで支援してくれるしくみを求めています。

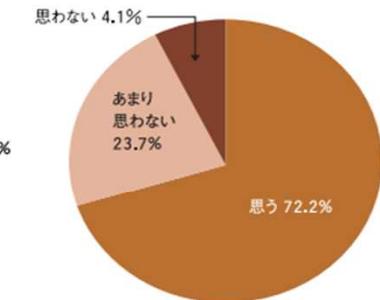
### 困ったとき、いつでも相談でき、問題を解決してくれる場がない

専門家に相談できるようになるまで3年以上かかった

●問14 信頼できる専門家に相談できるようになつたのは、本人が病気になってからどれくらい経過してからか



●問49 本人の精神的な不調に初めて気づいたとき、訪問して支援を開始してくれる専門家がいればより早く治療が開始されたと思うか



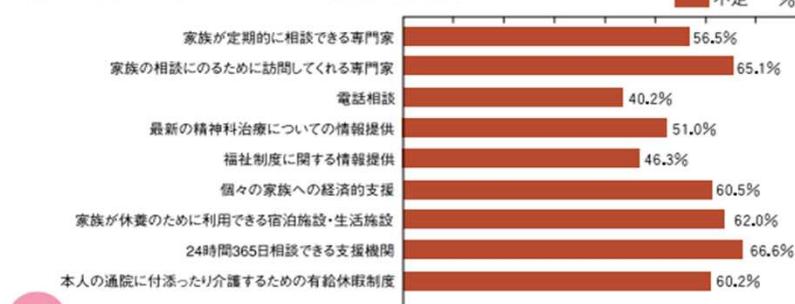
#### [ポイント]

信頼できる専門家に相談できるようになるまでに、3年以上かかったという回答と出会っていないという回答が5割です(問14)。

また、72.2%の家族が「訪問して支援を開始してくれる専門家がいれば、治療が早く開始された」と答えています(問49)。気軽に相談でき、適切な情報が得られ、専門的な支援が受けられる相談機関がぜひ必要です。相談は家族から出向くだけではなく、家庭を訪問する相談も求められています。

### 家族のニーズにもとづく支援を

#### ●問29 家族を対象としたサービスや支援が現在提供されているか



#### [ポイント]

多くの家族が、きめ細かく家族の相談にのってくれる、さまざまな支援を求めています(問29)。現状では家族のニーズにもとづく支援はほとんどありません。家族が困ったときに利用できる相談支援体制の充実が必要です。

# (参考資料)

## 視点-3 持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

### 1. 居宅介護事業等における直接雇用の検討

- ・ダイレクトペイメント(パーソナルアシスタンス支援)による障害者当事者主体の自薦支援サービスの創設  
EX.札幌市(下記参照)のとりくみなどの実績から、支給制度(支援区分と支給量、経費上限)の工夫はできる。

札幌市  
City of Sapporo

お探しの情報は何かですか。 サイト内検索 検索 情報の探し方

緊急連絡先 救急当番医 緊急時の連絡先 救急場所 サイズ 小字 標準 大字

消防 くらし・手続き 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ 観光・産業・ビジネス 市政情報

ホーム 防災・防犯・消防 くらし・手続き 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ 観光・産業・ビジネス 市政情報

ホーム > 健康・福祉・子育て > 病状・介護 > 誰がいるかの方へ > 法律・制度 > 障害者総合支援法 > パーソナルアシスタンス(PA)制度について

更新日: 2015年10月2日

### パーソナルアシスタンス(PA)制度について

パーソナルアシスタンス(PA)制度についてご紹介しているページです。

【お知らせ】

平成27年10月から、重度の知的障がい・精神障がいにより重度訪問介護の支給決定を受けている方もPA制度を利用できるようになりました。

パーソナルアシスタンス制度概要 申請から利用までの流れ PAサポートセンター 介助登録

PA制度の概要

・対象者

札幌市から障害者総合支援法に基づく重度訪問介護の支給決定を受けている方、ご自身もしくは支援する方の責任において、介助者の募集、介助方法の指導、金銭管理等が行える方が対象となります。  
※重度訪問介護の認定についてとは、総合支援は概要「福祉サービスの体制」をご覧ください。

・利用者負担

生活保護受給世帯・市民税非課税世帯の方は無料です。  
それ以外の方は1割負担(負担上限月額の範囲)となります。

PA制度の主な特徴

・介助費用を重度障がいのある方に直接支給します。  
1ヵ月に利用できる介助費用の額を一定の範囲で決定し、実績に基づく請求に応じて、従業者数等がいる方方に支給します。

・障がいのある方が介助者を込んで、直接介助者と契約します。  
これまででは、事業者から派遣されたヘルパーから介助を受けていたことに対して、PA制度では、自分が選ぶ介助者と直接契約を交わします。

・地域のカガクが有効の介助者になることができます。  
介助者のヘルパー資格の有無に関いませんので、身近な地域にお住まいの方が重度障がいのある方の介助者となることが可能です。

・障がいのある方が、介助者と介助者に支払う報酬を決定します。  
決定された介助費用の額が下限額で、障がいのある方が自ら介助者に支払う報酬の額を決定します。報酬に報酬を高くしたり、自らの報酬を低くしたりすることで、これまでの制度以上に介助時間を確保することができます。報酬は交通費代で、およそ800円~1,500円/時(時間帯などにより異なります。)

制度を利用するにあたっての留意点

PA制度は、利用する方の手が介助者を決定し、支払いも障がいが行う等の自由がある一方で、介助者への報酬、シフトの調整、報酬の支払い等の責任が負えます。PA制度の利用を検討する場合は、このような制度の特徴をよく理解した上で、利用するかどうかを決定してください。

このページについての問い合わせ窓口

札幌市保健福祉部障害者・介護福祉部障害者・福祉課  
〒060-0611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階  
電話番号: 011-211-2930  
ファックス番号: 011-218-5181  
・お問い合わせフォーム

ページの先頭へ戻る

0-0611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所庁舎のご案内  
1-2111 一般的な業務時間 8時45分～17時15分 (土日祝日および12月29日～1月3日はお休み)

お問い合わせについて、お気軽にお利用ください。  
TEL: 011-221-4894  
電話の相談や手続き、市内の施設、交通機関などをご案内しています。